

# 高額療養費

## 70歳未満の方は入院時に申請してください

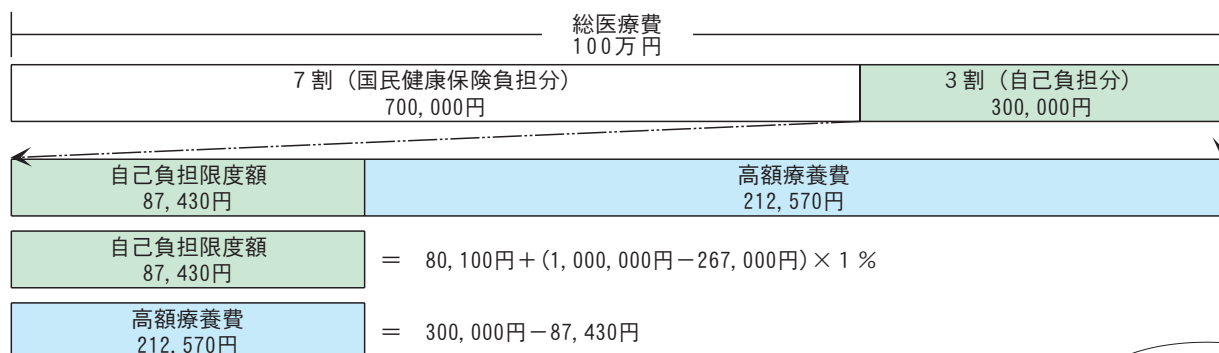
### 高額療養費の支給方法が変わります

4月から国民健康保険に加入の70歳未満の方が入院された場合、申請により下表のとおり入院時の医療機関での窓口負担額が軽減されます。

◎70歳以上の方は今までどおり、窓口での負担は限度額までです。

#### 【一般世帯の場合】

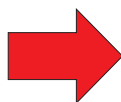
＜例＞ 総医療費：100万円  
自己負担額： **30万円**



平成19年3月まで

○自己負担 **30万円** 申請が必要です

○高額療養費  
自己負担分 30万円 - 限度額87,430円  
= 212,570円が  
申請によりあとから支給されます。



平成19年4月から

○自己負担 **87,430円** 負担は限度額までです

自己負担分が限度額を超えているので、限度額までを負担

○高額療養費  
自己負担分 30万円 - 限度額87,430円  
= 212,570円は  
国保から医療機関へ支払われます。

### 医療機関に入院の際は？

町へ申請を行い、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてから、医療機関へ保険証と一緒に提示して下さい。

#### 【医療機関に提示するもの】

所得区分	平成19年3月まで	平成19年4月から
一般	保険証	保険証 限度額適用認定証
上位所得者	保険証	保険証 限度額適用認定証
住民税 非課税世帯	保険証 標準負担額 減額認定証	保険証 限度額適用・ 標準負担額減額認定証

◎国保税に未納があると「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられない場合があります。

※問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214